けるようになり、ますます農民の負担は苦しくなっていった。た。したがって、農民は国衙へ雑役は領主へと二重の支配を受れ、免除されたものが領主の所得になるという形態が展開し民は年貢を国衙に納めながら、正税以外の雑・公事は免除さあまりなかったようである。更に「雑役免 荘 園」といって農

## 2 寄進型荘園

れ、中世の時代へと繋っていく。 十一世紀に入るころから、「寄進型 荘 園」というのが生ま

妙な荘園手口である。 式的に寄進し、権力を借りて荘園を名のるといった、極めて巧が、開発した土地を不輸租化し、その地領を中央の貴族等へ形が、開発した土地を不輸租化し、その地領を中央の貴族等での形態は、国司として赴任した中流貴族及び地方豪族等

記されている。

成されるという形が展開し始める。いわゆる名 田制の確立でその後の荘園制 支配地の他に、いくつかの名田によって構 その後の荘園制 十一世紀から十二世紀ごろは、領主の直接

ある。

こととなる 権を与えると共に、 いわゆる (後の武士) を地頭に補 そして、 地に 鎌倉幕府成立後は、 頭制 度 荘園や国衙領の地頭職に補任するという、 が 任 確立 į Ļ 御家人に新たな恩賞として収え 御家人となった在地領主たち 荘園制は大きく変わっていく

(未詳)	上毛郡	同	京都郡	田河郡	所在地
夏焼荘	<b>山田</b> 拱	窪荘	堅島荘	副田荘	荘 名
同	洹	同	観応三年以前	永承二年	年代
不知行	地頭職二十余町、岩松義継寄進	地頭職、本主余類押領	遍智院真言堂永日護摩供料	津上総入道跡、凶徒押領金堂料七十町、観応三年地頭職嶋	沿革

\* 『豊津町史』上巻より引用

## 豊前国の荘園 太宰府天満宮文書』に、次のような荘園名が豊前国の荘園 豊前国内での荘園史料はないが、『大宰府・

をめぐって対立するが、 るもので、長治元年(一一○四)には宇佐八幡社と荘園 ○○か所を掌握していたとされ、 荘園は北部九州を中心として、壱岐から南は薩摩におよぶ約一 れていたものであろう。 す大きくなっていった。 していたことが分かっている。 菅原道真の 祠廟とされている天満宮安楽寺は、 豊前 安楽寺は独自の勢力を維持し、 玉 荘園の大部分は寄進型荘 の各荘園も、 宇佐八幡社と在地勢力を二分 その勢力下に置 その 所 ますま 遠によ 0) 有 権 する

## 一 古代の終焉(武士社会へ)

る。 民層を支配し、 武装集団を結成するようになった。 はこれらを防止するすべがなく、彼らは互い になると、 前 律令制 項 で記したように、 から逃れ そこには旧来の地方豪族や有力戸主等がこぞって農 中央の権力者に寄進して権利 れようとした。 開墾した土地 しかしながら律令制 つまり、 の 私有が認められ に侵略し闘争して 武士のおこりであ 財産の拡大を企 0) 弱体化 るよう

実ら、 月十九日大宰府を虜掠すと『日本略記』 0 宰府累代の財宝を奪い取り、 ている。 あったと考えられる。 海 武 一等官) 使長官小野好古、 賊等を率い 西 士 国 寸 後に賊は博多津において敗れている。 一の藤 玉 0) であった藤原純友は一五○○艘をもって、 兆候 0) 兵士や有力者 原純友の乱が十世紀中葉に起こる。 が伺える大きな内乱 て山陽・ そしてこの時、 次官源経基、 南海を荒らし、 (地域豪族一 府に火を放ち逃げたことが記され 判官藤原慶幸、 は、 賊は太宰府に侵入し、 団 に記されている。 東国における平将門 天慶四年 たちによる活躍 前伊予掾 (九 四 主典大蔵 瀬 戸 賊 内 国 春 が 五. 海 0) 0

は こうした反乱時において、 以後ますます勢力を拡大していくこととなる 地 方豪族らの率い る武 装 集 团

豊前の 5 3武士室 Ŧi. 四 地 が、 豊前地方の武士についての史料は定かでな 元 有力者であった板井種人 字 佐 大鏡』に よると、 仁平年間 板 井 種な 遠ぉ

> 子は、 京都 として押領 (犀 等範 板井は 郡 0 武士 豊前 Ш 稗 町、 囲 田 は広く、 玉 荘 団をまとめ勢力を増大した。 玉 府 仲 築城郡伝法寺荘 (行橋市)、 同郡幡昭 東郡 の役人でもあり、 平氏の与党として活躍し 城 :野浦では濫妨をはたらいたと記され 井浦 仲津郡元永村 犀 (築城町)、 川 その権威を利用 町 田 更に、 地二八七町 (行橋市)、 田河郡 たのである 押 柿 領した所 してか、 仲津 歩 原 余を 名 郡 (大任 豊前 城 7 地 領 井 井 頭

玉 る。

内

0) 町 郷

本

拠地は城

井浦

の神楽城という。

451